

事務連絡  
令和3年4月19日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の拡大に伴う「移動の自粛に向けた呼びかけについて」の貴傘下会員への周知等について(依頼)

令和3年4月16日に開催された第61回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、神奈川県、千葉県及び愛知県が追加され、4月20日から5月11日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

別添のとおり、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされました。

また、3月23日付け事務連絡の通り、緊急事態宣言の対象地域にあった都府県については、解除後も必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています、

つきましては、基本的対処方針の内容を踏まえ、まん延防止措置の対象となった1都2府7県(東京都、大阪府、京都府、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県、沖縄県)及び緊急事態を実施すべき区域から除外された3県(栃木県、岐阜県、福岡県)について、別添の方針に則り、同取組を実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 移動の自粛に向けた呼びかけについて (令和3年4月19日)